

まずはご確認ください！

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給対象者となる要件に該当するか、以下のフローチャートでご確認ください。

あなたは下記の1から4のいずれかに該当しますか。

1. 申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している
2. 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である
3. 過去に、総合支援資金の再貸付が不承認となった
4. 自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

該当しない

該当する

支給対象外

※再貸付期間中に辞退した結果として終了となった場合には、これらに該当しませんので、注意してください。

あなたは世帯の生計を主として維持していますか。

該当しない

該当する

支給対象外

世帯の収入、資産の状況は、下記の要件を満たしていますか。

(①、②の金額は、自治体のホームページなどでご確認ください。)

- ・申請月の収入が、①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12と、②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと
- ・資産が、①の6倍以下 (ただし100万円以下)

該当しない

該当する

支給対象外

※これらとの併給は不可能ですが、住居確保給付金との併給は可能です。

下記のいずれも満たしていますか。

- ・職業訓練受講給付金を受給していない
- ・生活保護を受給していない (申請中の場合は除く)

該当しない

該当する

支給対象外

支給対象となり得ます。次のページ以降に進んでください。